

特定非営利活動法人日本防災士会 役員選任規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本防災士会（以下、「本会」という）の役員選任に関する方法を定めたものである。

(役員選任の公示)

第2条 理事長は、役員を選任する総会開催日の40日以上前までに、役員選任について公示する。

(理事の立候補及び推薦)

第3条 理事に立候補する会員並びに理事に会員を推薦したい会員は、公示期間内に、立候補届または推薦届を、事務局宛に郵便、FAX または電磁的方法により提出するものとする。

2 理事候補者及び理事候補者を推薦する者は正会員でなければならない。

(理事候補者選任の基準)

第4条 理事候補者の選任にあたっては、次を基準とする。

- (1) 都道府県支部の支部長またはそれにつぐ役職者が、理事定数の3分の1以上とする。
- (2) 北海道、東北、関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州・沖縄の各地方から各1名以上とする。ただし支部未結成都道府県が多い地方及び理事推薦に至らない地方はこの限りではない。
- (3) 理事会は、理事定数の3分の1を超えない範囲で理事候補者を推薦することができる。

(監事候補者の推薦)

第5条 監事候補者は、正会員の中から、理事会または都道府県支部が推薦するものとする。

(候補者の調整)

第6条 理事及び監事の立候補者及び被推薦者の数が、定款で定める定数を超えた場合あるいは不公平な地域的偏りが生じた場合には、立候補者および被推薦者、推薦者等と協議の上、次の調整を行うものとする。

- (1) 北海道、東北、関東等の各地方において調整を行う。
- (2) 各地方での調整結果を踏まえ、理事会が最終調整を行う。

(理事の担当職務の指名)

第7条 理事長は特定の理事に対して、事務統括、経理統括、支部活動支援委員会委員長、常任理事その他の担当職務を命ずることができる。

- 2 常任理事は12名以内とする
- 3 理事長、副理事長、事務統括、経理統括及び常任理事によって常任理事会議を開催し、総会及び理事会の決定事項の進捗状況を検証し、理事会に付議する事項を検討する。

(顧問、参与等の委嘱)

第8条 理事長は、理事会の承認を得て、防災行政経験者、学識経験者、本会に多大な貢献を行った者等に対して顧問、参与等を委嘱することができる。

- 2 顧問、参与等の任期は、委嘱を行った理事長の任期と同じものとする。
- 3 顧問は、本会の発展のために理事会に意見を具申するほか、役員に対し必要な助言を行う。
- 4 参与は、本会の発展のために理事長が委嘱した業務にあたる。

(規程の変更)

第9条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

- 2 この規程を変更した場合、理事長は速やかに会員に通知し、次に開催される総会に報告する。

(実施)

第10条 この規程は平成23年4月1日から実施する。

附則

1 第4条の規定に関わらず、平成23年度における理事の選任については別表「理事選任参考値」を尊重し、行うものとする。